

No.	対象文章名	条項番号	変更内容	旧条項 (平成27年4月27日版)	新条項 (平成30年8月31日改定版)
1	SIDfmRAサブスクリプション契約	第2条(用語の定義)	「本サービス」が、「SIDfmRAサブスクリプション契約」と「SIDfmサービス条件」の両方に定義されていたため、「SIDfmRAサブスクリプション契約」に統一しました	【 本サービス 】 SIDfm サービス条件に定義する、本契約に基づいてお客様にサブスクリプションが提供される、当社が運営および管理するサービスを意味します。	【 SIDfm RA サービス 】 SIDfm サービス条件に定義する、本契約に基づいてお客様にサブスクリプションが提供される、当社が運営および管理するサービスを意味します(以下、「本サービス」といいます)
2	SIDfmRAサブスクリプション契約	第2条(用語の定義)	ライセンス詳細の提示方法を明確にしました	【 ライセンス詳細 】 当社が別途提示する、サブスクリプションのライセンスに適用される価格および関連する条件を意味します。	【 ライセンス詳細 】 当社がWebページに提示する、サブスクリプションのライセンスに適用される価格および関連する条件を意味します
3	SIDfmRAサブスクリプション契約	第19条(免責)	誤記を修正しました	当社は、本保証以外には、	当社は、第17条(限定的保証)および第18条(限定的保証の除外)の保証以外には、
4	SIDfmRAサブスクリプション契約	第22条(制限の例外)	誤記を修正しました	本条に規定する責任制限は	第20条(制限)および第21条(除外)に規定する責任制限は、
5	SIDfmRAサブスクリプション契約	第23条(本サービスと共に使用するソフトウェア)	誤記を修正しました	本ソフトウェアの使用を許可される機器の数は、SIDfm サービス条件に規定するとおりとします。	本ソフトウェアの使用を許可される機器の数は、ライセンス詳細に規定するとおりとします。
6	SIDfm サービス条件	<用語の定義>	「本サービス」が、「SIDfmRAサブスクリプション契約」と「SIDfmサービス条件」の両方に定義されていたため、「SIDfmRAサブスクリプション契約」に統一し削除しました	【 本サービス 】 当社がインターネットを通じて提供する当社開発のユーティリティおよびセキュリティ情報データベースを含むサービスを意味します。	(削除)
7	SIDfm サービス条件	<用語の定義>	「本契約」が、「SIDfmRAサブスクリプション契約」と「SIDfmサービス条件」の両方に定義されていたため、「SIDfmRAサブスクリプション契約」に統一し削除しました	【 本契約 】 SIDfm RA サブスクリプション契約、本サービス条件、ライセンス詳細の総称を意味します。	(削除)
8	SIDfm サービス条件	(提供の一時中断)	内容の明確化を行いました	(5) 天災、事変その他の非常事態が発生したとき	(5) 天災地変、戦争、暴動、内乱、その他不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキなどの労働争議、輸送機関の事故、仕入先の債務不履行、その他の非常事態が発生したとき
9	SIDfm サービス条件	(提供の承諾)	文言を修正しました	1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を予め承諾しないことがあります。	1. 当社は、次の各号に該当するときは、本サービスの提供を承諾しないことがあります。
10	SIDfm サービス条件	(秘密保持)	秘密情報を明確化し、保管管理についても規定を追加しました。また、当社のサポートのための利用を追加しました	1 契約者および当社は、本サービスの利用により知り得た相手方の販売上、技術上またはその他の業務上の秘密(本契約の内容、本サービスのドキュメント内容、当社より提供されたセキュリティ情報、契約者が入力した情報等を含む)を本サービス利用のためのみ使用するものとし、相手方の承諾なしに第三者に公表し又漏洩しないものとします。但し、事前に相手方から同意を得た場合もしくは法令の規定にもとづき開示を求められた場合は、相手方に書面で通知の上、開示することができるものとします。	1. 契約者および当社は、それぞれ相手方から秘密である旨の表示をした書面(電子的形式を含む)で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報(以下、「秘密情報」という)の秘密を保持し、本サービスの利用のために(また当社においては本サービスの運営、開発等、サポートのために)知る必要のある自己の役員および従業員以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、契約者および当社は、秘密情報の開示のために相手方から受領した資料(E-mail等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」という)を善良な管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に関与させないものとします。

11	SIDfm サービス条件	(免責事項) 1	「適合性、完全性、最新性、真実性」の追加を行いました	<p>1 本サービスにおける当社が提供するユーティリティ、セキュリティ情報およびその他の情報は、無保証で「As is」(現状のまま)として提供します。本サービスにおける当社が提供するユーティリティ、セキュリティ情報およびその他の情報に基づいた契約者の行為により、いかなる付随・必然の損害が生じた場合でも、当社はその法的債務あるいは法的責任を負うものではありません。また、当社は本サービスにおいて提供するセキュリティ情報並びにセキュリティ情報データベースのコンテンツの正確性、完全性および有用性に対し、明示的にも暗黙的にもいかなる保証を行うものではなく、いかなる法的債務あるいは法的責任を負うものではありません。</p>	<p>1. 本サービスにおける当社が提供するユーティリティ、セキュリティ情報およびその他の情報は、無保証で「As is」(現状のまま)として提供します。本サービスにおける当社が提供するユーティリティ、セキュリティ情報およびその他の情報に基づいた契約者の行為により、いかなる付随・必然の損害が生じた場合でも、当社はその法的債務あるいは法的責任を負うものではありません。また、当社は本サービスにおいて提供するセキュリティ情報並びにセキュリティ情報データベースのコンテンツの有用性、適合性、完全性、正確性、安全性、適法性、最新性、真実性等に対し、明示的にも暗黙的にもいかなる保証を行うものではなく、いかなる法的債務あるいは法的責任を負うものではありません。</p>
12	SIDfm サービス条件	(反社会的勢力の排除)	反社会的勢力の排除の条項の追加を行いました	(なし)	<p>1. 契約者および当社は、相手方に対して、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。</p> <p>(1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下、総称して「暴力団員等」といいます)であること</p> <p>(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>2. 契約者および当社は、相手方に対して、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>3. 契約者または当社が前二項に違反した場合、相手方に対して通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本サービスの契約を解除することができるものとします。</p> <p>4. 前項に基づく相手方の措置により、相手方に損害が生じた場合、相手方は一切責任を負いません。また、かかる相手方の措置により、相手方に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。</p>